平成２１年（フ）第４７７号
埼玉県越谷市東越谷３丁目６番地11　寿コーポ101、破産手続開始時の住所埼玉県越谷市東越谷９丁目84番地14
破産者　佐藤　福雄
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
埼玉県三郷市早稲田２丁目16番地16　はまなすコーポ101
破産者　大竹　秀一
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
埼玉県深谷市本住町11番７号
破産者　佐藤　孝広
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４３号
石川県かほく市木津ホ59番地７
破産者　小寺左官こと　小寺　光人
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３１９号
静岡県伊東市玖須美元和田715番地の310、前住所静岡県伊東市池893番地の188
破産者　島津　和也
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４１１３号
大阪府柏原市国分本町７丁目８番26号
破産者　元木　武士
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８９号
兵庫県赤穂市尾崎468番地の１、従前の住所兵庫県赤穂市塩屋1303番地の７
破産者　鎌倉　市信
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７９０号
兵庫県赤穂市尾崎468番地の１、従前の住所兵庫県赤穂市塩屋1303番地の７
破産者　鎌倉　市和
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４９号
兵庫県姫路市田寺１丁目７番29号
破産者　新免千代美
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１９２９号
福岡市中央区大手門２丁目８番13―802号、破産手続開始決定時の住所福岡県朝倉郡筑前町朝園2000番地80
破産者　渡部　陽子
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８４７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲698番地４勢門コーポ307号
破産者　吉岡　敏博
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４０９号
福岡県糟屋郡志免町志免中央４―14―11―201号、住民票上の住所福岡県糟屋郡志免町大字別府474番地１　アネシス空港東１―Ａ809号
破産者　久米　聡子
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５５３号
鹿児島県鹿児島市明和１丁目45番14号　幸之苑101号
破産者　岩元みゆき
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８６４号
札幌市北区屯田３条４丁目２番15号　ラポール屯田Ａ―202号
破産者　外山　隆道
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０４号
秋田市将軍野東３丁目７番26号
破産者　太田　省三
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７号
秋田市広面字鬼頭120番地５　フレグランスオーヴ201、前住所秋田市横森２丁目17番３号
破産者　小松　正美
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２５号
秋田市大町６丁目２番23号　コーポ佐康202
破産者　佐藤　國光
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４０号
秋田市泉馬場２番２号
破産者　工藤　妙子
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部